

宮城県放射性物質低減のための原木きのこ（露地栽培） 栽培管理実施要綱

（趣旨）

第1 この要綱は、平成25年10月16日付け25林政経第313号林野庁林政部 経営課長通知「放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理に関するガイドライン」（以下、「国ガイドライン」という。）に基づき、原子力災害対策特別措置法 第20条第2項に基づく出荷制限の指示（以下「出荷制限指示」という。）された地域において栽培管理による安全・安心な原木きのこの生産再開のために、出荷制限の指示された市町村（以下「対象市町村」という。）ごとに生産者情報を管理するとともに、栽培管理の実施により食品の安全基準に適合し、出荷制限解除の対象と認められた場合、対象となる生産者を認証登録し、認証登録された生産者（以下「認証登録生産者」という。）の生産物について適切に出荷管理を行うことにより円滑な流通の再開を促進するため、必要な事項を定める。

（対象区域）

第2 この要綱の対象区域は、出荷制限指示のあった市町村を対象とする。

（対象品目）

第3 この要綱の対象品目は、出荷制限指示のあったきのこ（露地において原木を用いて栽培されたもの）を対象とする。

（生産者管理台帳の整備）

第4 県は対象市町村と連携し、対象市町村内の対象品目のすべての生産者に対し出荷再開の意向及び生産情報等を調査の上、様式第1号により生産者管理台帳（以下、「台帳」という。）を作成する。
2 県及び対象市町村は台帳により生産者情報を管理し、変更のあった場合は、その都度台帳を更新する。

（栽培管理の指導及び実施体制の整備）

第5 県は対象市町村及びJA、生産者団体等関係団体と連携し、生産者に対し国ガイドラインおよび県が作成するマニュアル等による栽培管理実施方法の周知及び指導を行う。
2 対象市町村は必要に応じて、県地方振興事務所または地域事務所（以下「県事務所」という。）の支援を受け、生産者、関係団体による協議会等（以下「協議会等」という。）を設置し、栽培管理及び出荷管理の実施状況の確認、連絡体制の整備に努める。
3 対象市町村は流通系統等を考慮し、複数の市町村が合同で協議会等を設置することができる。

（栽培管理の実施）

第6 出荷再開を希望する生産者は、別紙宮城県原木きのこ（露地栽培）栽培管理基準（以下、「管理基準」という。）に基づき原木の入手から発生までの一連の生産工程について栽培管理を実施する。
2 生産者は原木の入手から発生までの一連の生産工程について別紙栽培管理基準参考様式に記入し、様式第2号により対象市町村を経由の上、県事務所に提出する。
3 県事務所長は別に定める要領に基づき確認調査を実施し、管理基準に基づき適切

に栽培管理が行われたかを確認し、生産者及び対象市町村に確認結果を通知する。

- 4 県事務所長は、第3の確認の結果、管理基準に適合しないと認めるときは、理由を付して栽培管理が適切でない旨を生産者及び対象市町村に通知するものとする。

(栽培管理指導)

第7 県事務所及び対象市町村は関係団体と連携し、出荷再開を希望する生産者及び認証登録生産者について栽培管理実施状況の確認を行い、栽培管理の巡回指導等を行うものとする。

- 2 県事務所及び対象市町村は、前項の指導等を行ったときは、復命書等により指導記録を保存する。

(放射性物質検査の実施)

第8 県は別途定める栽培管理に伴うほど木等の放射性物質検査を行うとともに、子実体について食品衛生法の規定による検査を行い、検査結果を生産者へ通知する。

(出荷制限の一部解除)

第9 出荷制限の一部解除申請は、下記の要件を満たす場合に行う。

- (1) 別紙栽培管理基準に基づき生産が行われていること。

①巡回指導及び栽培管理基準参考様式による記録の整備・保管が行われていること。

- (2) 生産物が食品中の放射性物質の基準値を超過しないこと。

①解除申請の可否を判断する資料は、栽培管理基準に基づく同生産ロットの原木、ほど木及び子実体の各検査及び県の検査計画に基づき実施する子実体の検査の結果とし、同生産ロットのほど木の検査結果も併せて資料とする。

②出荷制限の解除申請は、生産物の検査結果が食品中の放射性物質の基準値を超えないこと。このためには、検査結果のばらつきを抑える必要があり、検査結果の95%以上が同基準値の1/2以下となる栽培管理を目安とする。

ただし、測定結果の信頼性を向上させるため、子実体の検査は、同一生産ロットで複数回実施する。

なお、生産物の検査結果が上記基準を満足するためには、ほど木と生産物との相関関係が強いことから、ほど木の検査結果についても、95%以上が同指標値の1/2以下（含水率12%換算値）であることが望ましい。

- (3) 出荷制限解除後の出荷体制の管理が可能であること。

①出荷制限を受けている市町村における生産者管理台帳が整備されており、常に点検・更新ができる体制が整備されていること。

②出荷制限解除後の集出荷体制について、安全な生産物だけを流通させる適切な体制が整備されていること。

- 2 出荷再開を希望する生産者は、第6第3項の通知の写しを添えて、様式第3号により対象市町村に申請書を提出する。

- 3 対象市町村は、生産者からの申請書を取りまとめ、必要書類を添えて様式第4号により県事務所に依頼書を提出する。

- 4 県事務所は、第2項及び第3項の書類について第1項の要件について確認及び判断したうえで、県林業振興課に送付する。

- 5 第4項の送付があったときは、県林業振興課は当該市町村の管理計画を作成し、出荷制限の一部解除について国と協議を行う。

- 6 県は、国から制限解除指示が出たときは、対象となる生産者、市町村及び関係団体等に周知する。

(生産者の認証登録)

第10 県は、第9第6項の制限解除指示がされたときは、対象となる生産者に認証番号を付し生産者管理台帳に登録するとともに、認証登録生産者、対象市町村、及び関係団体に周知する。

(認証登録生産者等の責務)

第11 第10により生産者管理台帳に認証番号の登録をした旨の通知を受けた生産者は、本要綱に基づき栽培管理を適正に実施しなければならない。

(出荷制限の一部解除後の生産者の認証登録)

第12 出荷制限の一部解除後に新たに出荷再開を希望する者及び認証登録生産者が新たなロットの出荷再開を希望する場合については、第6の規定及び第9第1項から第4項の規定を準用する。

- 2 県林業振興課は前項により提出された書類を取りまとめ、該当する生産者について国と協議する。
- 3 県は、協議の結果、出荷可能と認められた生産者について、第10を準用し、生産者管理台帳への認証番号の登録するとともに、認証登録生産者、対象市町村、及び関係団体に周知する。

(生産者の認証登録後の栽培管理の実施)

第13 認証登録生産者の登録後の栽培管理の実施は第6に準じる。

- 2 認証登録生産者は毎年ごとに原木の入手から発生までの一連の工程が終了後に様式2により対象市町村を経由し、県事務所へ報告書を提出する。

(認証登録の取消し)

第14 県は、認証登録生産者について、認証登録が不適当であると認めたときは、認証登録を取り消すものとし、認証登録生産者にその旨を通知し、併せて表示票の使用中止を命ずるものとする。

- 2 認証登録の不適当とは、次の場合をいう。
 - (1) 生産物が管理基準を満たさないことが判明したとき。
 - (2) 表示票の使用許可を受けたものが表示票を不正に使用したとき。
 - (3) 第13第2項に定める栽培管理実施報告を怠ったとき。
 - (4) 意図的に制度の規定を遵守しないとき。
 - (5) その他、知事が不適当と認めたとき。
- 3 第1項の通知を受けたものは、当該生産物の回収に努めなければならない。
- 4 県は、第2項第1号により認証登録を取り消したときは、第6に基づき栽培管理が適切に実施されたと認められる場合、当該生産者の認証の再登録を認めるものとする。
- 5 県は、第2項第2号から第5号により認証登録を取り消したときは、認証者に過失がないと認められる場合を除いて、取消しの翌年から起算して1年間は、当該生産者の認証登録を認めないものとする。

(生産者認証登録の削除)

第15 認証登録生産者は、栽培管理の実施による生産を中止する場合は、速やかに生産者認証登録の削除について、様式第5号により対象市町村を経由し、県に届け出なければならない。

- 2 第1項の届出があったとき及び第6第4項に該当するときは、県は、認証登録内容を削除し、認証登録生産者及び対象市町村及び関係団体にその旨を通知するもの

とする。

(出荷管理の実施)

- 第16 県及び対象市町村は関係団体と連携し、流通関係者等に対し生産者情報を周知するとともに、認証登録生産者の生産物以外を取り扱わないよう指導及び監視する。
- 2 県及び対象市町村は関係団体と連携し、認証登録生産者に対して、別紙様式により商品の表示票について、生産品の販売単位ごとに表示することを徹底する。
- 3 認証登録生産者は毎年ごとに出荷・販売記録を取りまとめ、生産物の販売を完了したとき又は出荷開始日から起算して1年経過後のいずれか早い時期にまでに、様式第6号により対象市町村に報告する。

(解除後の放射性物質検査の実施)

- 第17 第13の規定による栽培管理の実施に伴う放射性物質検査については、第8に準じる。

(情報の公表)

- 第18 県林業振興課は生産者認証登録番号及び出荷制限解除後の生産物の放射性物質検査結果についてホームページ等で公表する。

(その他)

- 第19 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年1月21日から施行するものとする。

【改定】 平成26年9月10日

〇〇市(町村)原木きのこ(鑑定栽培)生産者管理者帳

四

放射性物質低減のための原木きのこ（露地栽培）
栽培管理実施報告書

年　月　日

地方振興事務所（地域事務所）長 殿

住 所

氏 名 法人にあっては、名称 印
及び代表者の氏名

電話番号 ()

下記のとおり栽培管理を実施しましたので、宮城県放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理実施要綱第6第2項の規定により報告します。

記

提出書類 放射性物質低減のための原木きのこ（露地栽培）栽培管理チェックシート

内訳 チェックシート（栽培管理取組事項） 1部

記録シート①（栽培管理記録） 1部

記録シート③（栽培管理経費記録） 1部

作業日誌 1部

放射性物質低減のための原木きのこ（露地栽培）
栽培管理生産者認証登録申請書
※（認証登録生産者の出荷再開申請書）

年　月　日

宮城県知事　殿

住　所

氏　名　法人にあっては、名称　　　　　印
及び代表者の氏名

電話番号　(　　ー　　ー　　)

下記のとおり放射性物質低減のための栽培管理を実施したほど場で生産されたきのこの出荷を再開したいので、宮城県放射性物質低減のための原木きのこ（露地栽培）栽培管理実施要綱第9第1項の規定により申請します。

記

提出書類　栽培管理実施結果通知（要綱第6第3項関係）の写し

*（　）は認証登録生産者が新たなロットの出荷再開を希望する場合に適用

様式第4号

番 号
平成 年 月 日

宮城県知事 殿

市町村長 印

栽培管理による原木きのこ（露地栽培）出荷の再開について（依頼）
のことについて、別添のとおり生産者から申請がありましたので、関係書類を添えて送付します。

記

添付書類

- (1) 生産者認証登録依頼書 ※（認証登録生産者の出荷再開申請書）（様式第3号）
- (2) 生産者ほだ場位置図
- (3) 栽培管理及び出荷管理体制の概要
- (4) 生産者別発生前ほだ木及び子実体放射性物質検査結果一覧

*（ ）は認証登録生産者が新たなロットの出荷再開を希望する場合に適用

放射性物質低減のための原木きのこ（露地栽培）
栽培管理生産中止届

年 月 日

宮城県知事 殿

住 所

氏 名 法人にあっては、名称 印
及び代表者の氏名

電話番号 ()

下記のとおり生産を中止しましたので、宮城県放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理実施要綱第15第2項の規定により報告します。

記

生産を中止する理由

放射性物質低減のための原木きのこ（露地栽培）
出荷・販売管理実施報告書

年　月　日

宮城県知事 殿

住 所

氏 名 法人にあっては、名称 印
及び代表者の氏名

電話番号 (- - -)

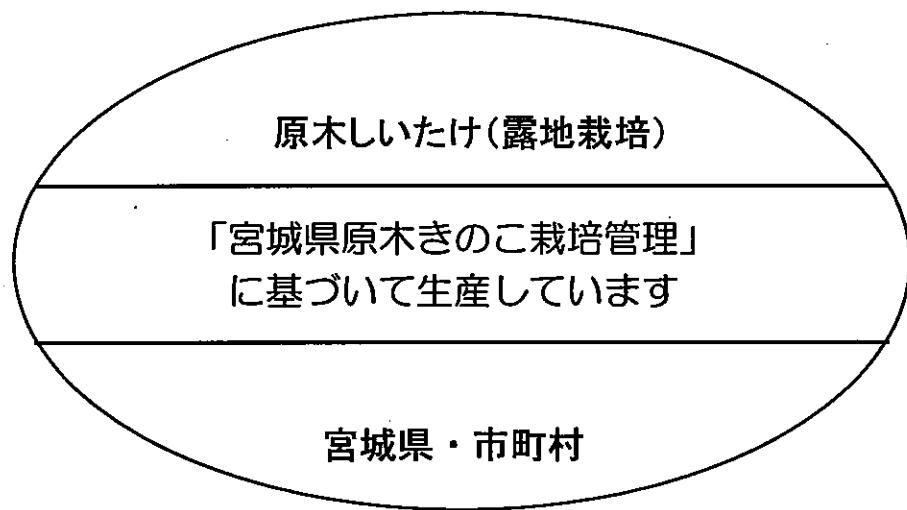
下記のとおり出荷・販売管理を実施しましたので、宮城県放射性物質低減のための原木きのこ（露地栽培）栽培管理実施要綱第16第3項の規定により報告します。

記

提出書類 放射性物質低減のための原木きのこ（露地栽培）栽培管理チェックシート
記録シート②（出荷・販売記録） 1部

別紙様式 表示票

【商品に表示されるシール（見本）】



※表示票は上記記載項目をすべて記載し、商品に貼付を原則とする。

宮城県原木きのこ(露地栽培)栽培管理基準

行程番号	行程	区分	取組事項	重要度 高-5~低-1	記録文書
①	自伐、立木購入 (必須)	原木の管理	購入時の確認、取扱 ・指標値(50Bq/kg)以下の原木を使用する ・粉塵、土、腐植層など付着、接触しないように、原木をブロックなどの 上に置き、シートで覆う	5	チェックシート、記録シート①、作業日誌
②	購入原木の管 (必須)	購入時の確認、取扱 ・指標値(50Bq/kg)以下の原木を使用する ・粉塵、土、腐植層など付着、接触しないように、原木をブロックなどの 上に置き、シートで覆う	5	チェックシート、記録シート①、作業日誌	
③	原木の洗浄	原木の放射性物質 の低減	原木ながら洗浄機、高压洗浄機、プラン等により原木を除染する ・洗浄時に発生した沈殿物・浮遊物を廻過し回収する	2	チェックシート、作業日誌
		空間線量率の測定	・空間線量率の測定を行い、空間線量率の低い場所で行う ・原木、まだ木はシート、ブロックなどの上に置き、直接地面につけない	4	チェックシート、作業日誌
④-1	植菌 野外	放射性物質の低減	・種菌は室内に保管する ・植菌作業は地面上に接觸させず、シートなどの上で行う ・使用器材はシートなどの上に置き、直接地面と接觸させない ・空間線量率の測定を行い、空間線量率の低い場所で行う ・表面土壤を取り除き、砂利、木材チップなどを敷く ・施設(ハウス)周辺にスギ・ヒノキなど常緑針葉樹林がある場合、枝葉 を除去する ・既存施設(ハウス)は、シートの張り替え、洗浄を行う ・ハウスのシート、施設(ハウス)の出入り口を二重にする	5	チェックシート、作業日誌
④-2	植菌 施設内	環境整備 放射性物質の低減	・施設(ハウス)内専用の履き物を用意する ・原木・まだ木などを施設(ハウス)内に持ち込む場合、原木・まだ木に付着 した粉塵、土などを洗浄する ・ハウス内の清掃、洗浄を行う ・種菌は室内に保管する ・原木・まだ木はシートやブロックなどの上に置き、直接地面につけない	3	チェックシート、作業日誌
⑤	購入まだ木の (必須)	購入時の確認、取扱 ・指標値(50Bq/kg)以下のまだ木を使用する ・粉塵、土、腐植層など付着、接触しないように、まだ木をブロックなどの 上に置き、シートで覆う	5	チェックシート、記録シート①、作業日誌 チェックシート、記録シート①、作業日誌	

行程番号	行程区分	取組事項	重要度 高・5～低・1	記録文書
	空間線量率の測定	<ul style="list-style-type: none"> 空間線量率の測定を行い、空間線量率の低い場所で行う 下層植生、落葉等腐食層、表面土壌を取り除き、砂利、木材チップなどを敷く スギ、ヒノキなど常緑針葉樹林内の場合、遮光も勘案しながら枝葉を除去する 直接スギなど枝葉から垂れる雨水が当たらないように、ほだ木を列ごとにシートで覆う ほだ木はブロックや枕木などの上に置き、直接地面につけない、 ほだ木への土の跳ね返りを防ぐため、砂利、木材チップ、かや、シートなど敷く 散水する水は放射性物質の値を確認した井戸水、水道水を使用する 山水を使用する場合は、放射性物質の値を確認し浮遊物、沈殿物を除いて使用する 貯水槽は洗浄後使用し、ふたををする。貯水槽に堆積したごみは回収し汚染物として処理する 	4	チェックシート、作業日誌
⑥-1	仮伏せ 野外	<p>放射性物質量の低減</p> <ul style="list-style-type: none"> 主幹部半径方向にわたり幅を広げて、木刀で穴を開ける 表面土壌を取り除き、砂利、木材チップなどを敷く 施設(ハウス)周辺にスギ・ヒノキなど常緑針葉樹林がある場合、枝葉を除去する 既存施設(ハウス)は、シートの張り替え、洗浄を行う ハウスのシート、施設(ハウス)の出入り口を二重にする 施設(ハウス)内専用の籠き物を用意する 原木・ほだ木を施設(ハウス)内に持ち込む場合、原木・ほだ木に付着した粉塵、土などを洗浄する 換気は必要最小限にし、風下側で行うようにする。換気施設はフイルターをつける 	5	チェックシート、作業日誌
	空間線量率の測定	<ul style="list-style-type: none"> 空間線量率の測定を行い、空間線量率の低い場所で行う 表面土壌を取り除き、砂利、木材チップなどを敷く 施設(ハウス)内にスギ・ヒノキなど常緑針葉樹林がある場合、枝葉を除去する 既存施設(ハウス)は、シートの張り替え、洗浄を行う ハウスのシート、施設(ハウス)の出入り口を二重にする 施設(ハウス)内専用の籠き物を用意する 原木・ほだ木を施設(ハウス)内に持ち込む場合、原木・ほだ木に付着した粉塵、土などを洗浄する 換気は必要最小限にし、風下側で行うようにする。換気施設はフイルターをつける 	3	チェックシート、作業日誌
⑥-2	仮伏せ 施設内	<p>放射性物質量の低減</p> <ul style="list-style-type: none"> 木刀はブロックや枕木などの上に置き、直接地面につけない、 ハウス内の清掃、洗浄を行う 散水する水は放射性物質の値を確認した井戸水、水道水を使用する ハウス外の貯水槽は洗浄後使用し、ふたをする。貯水槽に堆積したごみは回収し、汚染物として処理する 	5	チェックシート、作業日誌
			3	チェックシート、作業日誌

行程番号	行程	区分	取組事項	重要度	記録文書		
			空間線量率の測定	高-5～低-1	チェックシート、作業日誌		
⑦	本伏せ 野外	環境整備	・空間線量率の測定を行い、空間線量率の低い場所で行う	4	チェックシート、作業日誌		
			・下層植生、落葉等腐食層、表面土壌を取り除き、砂利、木材チップなどを敷く	5	チェックシート、作業日誌		
			・スギ、ヒノキなど常緑針葉樹林内の場合、遮光も勘案しながら枝葉を除去する	3	チェックシート、作業日誌		
			・既存人工(まだ木)は必要に応じ、遮光ネットの張り替え、洗浄を行う	3	チェックシート、作業日誌		
			・直接スギなど枝葉から垂れる雨水が当たらないように、まだ木を列ごとに寒冷紗・遮光ネットで覆う	5	チェックシート、作業日誌		
			・まだ木への土の跳ね返り防止のため、砂利、木材チップ、かや、シートなどを敷く	5	チェックシート、作業日誌		
			・散水する水は放射性物質の値を確認した井戸水、水道水を使用する	5	チェックシート、作業日誌		
			・山水を使用する場合は、放射性物質の値を確認し、浮遊物、沈殿物を除いて使用する	3	チェックシート、作業日誌		
			・貯水槽には洗浄後使用し、ふたをする。貯水槽に堆積したごみは回収し、汚染物として処理する	3	チェックシート、作業日誌		
			・空間線量率の高い場所から風を入れないように防風ネットを活用	3	チェックシート、作業日誌		
			・原木クリタケ栽培などで覆土などする場合、汚染していない赤玉土、鹿沼土などを使用する	3	チェックシート、作業日誌		
⑧		まだ木の放射性物質量の低減	・浸水、洗浄機、高压洗浄機、ブラシ等によりまだ木を洗浄する	2	チェックシート、作業日誌		
			・洗浄時に発生した、沈殿物・浮遊物を濾過し回収する	2	チェックシート、作業日誌		
⑨(必須)発生前 まだ木の管理		環境整備	・指標値(50Bq/m ²)以下のみのまだ木を使用する	5	チェックシート、記録シート①、作業日誌		
			空間線量率の測定	4	チェックシート、作業日誌		
			・空間線量率の測定を行い、空間線量率の低い場所で行う	5	チェックシート、作業日誌		
			・下層植生、落葉等腐食層、表面土壌を取り除き、砂利、木材チップなどを敷く	3	チェックシート、作業日誌		
			・スギ、ヒノキなど常緑針葉樹林内の場合、遮光も勘案しつつ枝葉を除	3	チェックシート、作業日誌		
			・既存人工(まだ木)は、遮光ネットの張り替え、洗浄を行う	3	チェックシート、作業日誌		
			・直接スギなど枝葉から垂れる雨水が当たらないように、まだ木を列ごとに寒冷紗・遮光ネットで覆う	5	チェックシート、作業日誌		
			・休養工程では、まだ木はプロックや枕木などの上に置き、直接地面上につけない、	5	チェックシート、作業日誌		
			・まだ木への土の跳ね返り防止のため、砂利、木材チップ、かや、シートなどを敷く	5	チェックシート、作業日誌		
			・浸水、散水する水は放射性物質の値を確認した井戸水、水道水を使用する	5	チェックシート、作業日誌		
⑩	発生、休養 野外	放射性物質量の低減	・山水を除いて使用する	3	チェックシート、作業日誌		
			・浸水槽は洗浄後使用し、ふたをする。浸水槽、貯水槽に堆積したごみは回収し、汚染物として処理する	3	チェックシート、作業日誌		
			・空間線量率の高い場所から風を入れないように防風ネットを活用	3	チェックシート、作業日誌		
			・原木クリタケ栽培などで覆土などする場合、汚染していない赤玉土、鹿沼土などを使用する	3	チェックシート、作業日誌		

行程番号	行程区分	取組事項	重要度	記録文書
(1)	吸種	放射性物質量の低減・收種物は、収穫後すみやかに室内に保管する	高-5～低-1	チックシート、作業日誌
(12)(必須)きのこの管理	きのこの放射性物質検査	食品の基準値(100Bq/kg)以下であることを確認する	5	チックシート、記録シート①、作業日誌
(13)	乾燥	<p>環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存施設(ハウス)は、シートの張り替え、洗浄を行つ ハウスのシート、施設(ハウス)の出入り口を二重にする <p>施設(ハウス)内専用の履き物を用意する</p> <ul style="list-style-type: none"> 乾燥は室内で行い、天日乾燥しない 乾燥機、エビラ、床は使用ごとに清掃する 	3	チックシート、作業日誌
(14)	選別・包装・保管	<p>環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 選別・包装は室内で行つ 包装資材は室内で保管する 使用機材、作業台、床は使用ごとに清掃する <p>木のロット管理を徹底する</p>	4	チックシート、作業日誌
	体内への放射性物質の取込防止	<p>帽子、マスク、手袋、長靴を着用する</p> <p>手足、顔など裸出部分を石けんなどで洗浄する</p>	4	チックシート、作業日誌
	体内への放射性物質の取込防止	<p>使用機械等の放射性物質の低減</p> <ul style="list-style-type: none"> 使用した機械、機材、資材は使用後に洗浄し、放射性物質が付着しないよう保管する 処分方法が決まった場合は、執行者の指示に従い廃棄物等処分する 	4	チックシート、作業日誌
共通	放射性汚染物の処分	<p>処分場が決まっていない場合、仮置き場を設置し、まとめて保管する。その際、シートなど被せる。</p> <p>生じたけ栽培は3年間、乾いたけ栽培は5年間記録、保存する。したがってサービス対応</p>	5	チックシート、作業日誌

平成 年
放射性物質低減のための
原木きのこ栽培管理チェックシート兼作業日誌(露地栽培)

■記録シート(栽培管理を行った証明となりますので、原木の購入や放射性物質の検査、出荷等を行った際に必ず記録して下さい。)

- 栽培管理記録 【記録シート①】
- 出荷・販売記録 【記録シート②】
- 栽培管理経費記録 【記録シート③】

■チェックシート 必須 は必須項目です。

(行程ごとに実施したものをチェックして下さい。)

- | | | |
|-----------|-----------|------|
| <u>必須</u> | 原木の管理 | ①, ② |
| | 原木の洗浄 | ③ |
| | 植菌 | ④ |
| <u>必須</u> | 購入ほだ木の管理 | ⑤ |
| | 仮伏せ | ⑥ |
| | 本伏せ | ⑦ |
| | ほだ木の洗浄 | ⑧ |
| <u>必須</u> | 発生前ほだ木の管理 | ⑨ |
| | 発生・休養 | ⑩ |
| | 収穫 | ⑪ |
| <u>必須</u> | きのこの管理 | ⑫ |
| | 乾燥 | ⑬ |
| | 選別・包装・保管 | ⑭ |

共通事項

■作業日誌 (1月~12月)

(作業を行った日に記載して下さい。)

栽培品目

生産者氏名

住所

電話番号

※必須事項は国のガイドラインで必須となっている事項で、出荷制限解除の際は必ず行う必要があります。

※必須事項以外は重要事項となります。実施可能な範囲でできる限りの取組を行いましょう。

※栽培管理経費については、経費が発生した証拠となるため領収書等と併せて記録保存しておきましょう。

【チェックシート①～③】放射性物質低減のための原木きのこ(露地栽培)栽培管理取組事項

※ロットNo.欄に実施した取組事項に○をしてください。

生産者氏名()

1ページ

【伐採・立木購入、購入原木、原木の洗浄管理】

行程番号	行 程	区分	取 組 事 項	ロットNo.1	No.2	No.3	No.4	No.5
① (必須)	自伐、立木購入の原木の管理	購入時の確認、取扱	<ul style="list-style-type: none"> ・指標値(500α/kg)以下の原木を使用しましたか ・粉塵、土、腐植層など付着、接触しないように、原木をブロックなどの上に置き、シートで覆いましたか 					
② (必須)	購入原木の管理	購入時の確認、取扱	<ul style="list-style-type: none"> ・指標値(500α/kg)以下の原木を使用しましたか ・粉塵、土、腐植層など付着、接触しないように、原木をブロックなどの上に置き、シートで覆いましたか 					
③	原木の洗浄	原木の放射性物質の低減	<ul style="list-style-type: none"> ・流水しながら洗浄機、高压洗浄機、ブラシ等により原木を洗浄しましたか ・洗浄時に発生した、沈殿物・浮遊物を濾過し回収しましたか 					

※必須事項は国のガイドラインで必須となります。出荷制限解除の際には必ず行う必要があります。

※必須事項以外は重要事項となります。実施可能な範囲でできる限りの取組を行いましょう。

【チェックシート④ー1～⑤】放射性物質低減のための原木きのこ(露地栽培)栽培管理取組事項

*※ロットNo.欄に実施した取組事項に○をしてください。

生産者氏名()

【植菌(野外・施設), 購入[まだ木の管理】

行程番号	行 程	区分	取 組 事 項	ロットNo.1	No.2	No.3	No.4	No.5
(4)-1	植菌 野外	放射性物質の低減	<ul style="list-style-type: none"> ・空間線量率の測定 ・原木・まだ木はシート、ブロックなどの上に置き、直接地面に付かないとようになりますか ・種菌は室内に保管しましたか ・植菌作業は地面に接触させず、シートなどの上で行いましたか ・使用器材はシートなどを使用し、直接地面と接触させないように置きましたか。 					
(4)-2	植菌 施設内	環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・空間線量率の測定 ・表面土壤を取り除き、砂利、木材チップなどを敷きましたか ・施設(ハウス)周辺にスギ・ヒノキなど常緑針葉樹林がある場合、枝葉を除去しましたか ・既存施設(ハウス)は、シートの張り替え、洗浄を行いましたか ・ハウスのシート、施設(ハウス)の出入り口を二重にしましたか ・施設(ハウス)内専用の履き物を用意しましたか ・原木・まだ木を施設(ハウス)内に持ち込む場合、原木・まだ木に付着した粉塵、土などを洗浄しましたか ・ハウス内の清掃、洗浄を行いましたか ・種菌は室内に保管しましたか ・原木・まだ木はシートやブロックなどの上に置き、直接地面につけないようにしましたか。 					
(5)	購入[まだ木の管理](必須)	購入時の確認、取扱	<ul style="list-style-type: none"> ・指標値(500g/kg)以下のまだ木を使用しましたか ・粉塵、土、解消層など付着、接觸しないように、まだ木をブロックなど 					

*必須事項は国のがガイドラインで必須となります。実施可能な範囲でできる限りの取組を行いましょう。

*必須事項以外は重要事項となります。実施可能な範囲でできる限りの取組を行いましょう。

【チェックシート⑥-1】放射性物質低減のための原木のこ(露地栽培)栽培管理取組事項
※ロットNo.欄に実施した取組事項に○をしてください。

【伐倒せ(野外)の管理】

生産者氏名()

【伐倒せ(野外)の管理】

3ページ

行程番号	行 程 区 分	取 組 事 項	ロットNo.1	No.2	No.3	No.4	No.5
	空間線量率の測定	<ul style="list-style-type: none"> ・空間線量率の測定を行い、空間線量率の低い場所で行いましたか 					
	環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・下層植生、落葉等腐食層、表面土壌を取り除き、砂利、木材チップなどを敷きましたか ・スギ、ヒノキなど常緑針葉樹林内の場合、遮光も勘案しながら枝葉の除去をしましたか。 					
⑥-1	伐倒せ 野外	<ul style="list-style-type: none"> ・直接スギなど枝葉から垂れる雨水が当たらないように、ほど木を列ごとにシートで覆いましたか ・ほど木はブロックや枕木などの上に置き、直接地面につけないようにしましたか ・ほど木への土の跳ね返りを防ぐため、砂利、木材チップ、かや、シートなど敷きましたか ・散水する水は放射性物質の値を確認した井戸水、水道水を使用しましたか ・山水を使用する場合は、放射性物質の値を確認し浮遊物、沈殿物を除いて使用しましたか ・貯水槽は洗浄後使用し、ふた等をしましたか。貯水槽に堆積したごみは回収し、汚染物として処理しましたか ・空間線量率の高い場所からの風を入れないように防風ネットを活用しましたか 					

※必須事項は国のがイドラインで必須となつている事項で、出荷制限解除の際は必ず行う必要があります。
※必須事項以外は重要事項となります。実施可能な範囲でできる限りの取組を行いましょう。

【チェックシート⑥ー2】放射性物質低減のための原木きのこ(露地栽培)栽培管理取組事項

*ロットNo欄に実施した取組事項に○をしてください。

生産者氏名()

【仮伏せ(施設)の管理】

4ページ

行程番号	行 程	区 分	取 組 事 項	ロットNo.1	No.2	No.3	No.4	No.5
	空間線量率の測定	空間線量率の測定	・空間線量率の測定を行い、空間線量率の低い場所で行いましたか					
			・表面土壤を取り除き、砂利、木材チップなどを敷きましたか					
⑥-2	仮伏せ 施設内	環境整備	・施設(ハウス)周辺にスギ・ヒノキなど常緑針葉樹林がある場合、枝葉を除去しましたか					
			・既存施設(ハウス)は、シートの張り替え、洗浄を行いましたか					
			・ハウスのシート、施設(ハウス)の出入り口を二重にしましたか					
			・施設(ハウス)内専用の履き物を用意しましたか					
		放射性物質質量の低減	・原木・ほだ木を施設(ハウス)内に持ち込む場合、原木・ほだ木に付着した粉塵、土などを洗浄しましたか					
			・換気は必要最小限にし、風下側で行うようにするほか、換気施設にフィルターをつけましたか					
			・ほだ木はブロックや枕木などの上に置き、直接地面につけないようにしましたか					
			・ハウス内の清掃、洗浄を行いましたか					
			・散水する水は放射性物質の値を確認した井戸水、水道水を使用しましたか					
			・ハウス外の貯水槽は洗浄後使用し、ふた等をしましたか。貯水槽に堆積したごみは回収し、汚染物として処理しましたか					
			※必須事項は国のガイドラインで必須となります。実施可能な範囲でできる限りの取組を行いましょう。					
			※必須事項以外は重要な事項となります。実施可能な範囲でできます。					

【チェックシート⑦-1, ⑧】放射性物質低減のための原木のこ(露地栽培)栽培管理取組事項

※ロットNo.欄に実施した取組事項に〇をしてください。

生産者氏名()

【本伐せ(野外), ほだ木の洗浄管理】

5ページ

行程番号	行 程	区 分	取 組 事 項	ロットNo.1	No.2	No.3	No.4	No.5
	空間線量率の測定		・空間線量率の測定を行い、空間線量率の低い場所で行いましたか					
	環境整備		<ul style="list-style-type: none"> ・下層植生、落葉等腐食層、表面土壌を取り除き、砂利、木材チップなどを敷きましたか ・スギ、ヒノキなど常緑針葉樹林内の場合、遮光も勘案しながら枝葉を除去しましたか ・既存人工(ほだ木)は必要に応じ、遮光ネットの張り替え、洗浄を行いましたか 					
⑦-1	本伐せ 野外	放射性物質質量の低減	<ul style="list-style-type: none"> ・直接スギなど枝葉から垂れる雨水が当たらないように、ほだ木を列ごとに寒冷紗・遮光ネットで覆いましたか ・ほだ木への土の跳ね返り防止のため、砂利、木材チップ、かや、シートなどを敷きましたか ・散水する水は放射性物質の値を確認した井戸水、水道水を使用しましたか ・山水を使用する場合は、放射性物質の値を確認し、浮遊物、沈殿物を除いて使用しましたか 					
⑧	ほだ木の洗浄	ほだ木の放射性物質量の低減	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水、洗浄機、高圧洗浄機、プラン等によりほだ木を洗浄しましたか ・洗浄時に発生した、沈殿物・浮遊物を濾過し回収しましたか 					

※必須事項は国のガイドラインで必須となります。実施可能な範囲でできる限りの取組を行いましょう。

※必須事項以外は重要事項となります。実施可能な範囲でできる限りの取組を行いましょう。

【チェックシート⑦-2, ⑧】放射性物質低減のための原木きのこ(露地栽培)栽培管理取組事項

※ロットNo.欄に実施した取組事項に〇をしてください。

生産者氏名()

【本伏せ(施設)の管理】

6ページ

行程番号	行 程	区 分	取 組 事 項	ロットNo.1	No.2	No.3	No.4	No.5
		空間線量率の測定	・空間線量率の測定を行い、空間線量率の低い場所で行いましたか					
			・表面土壤を取り除き、砂利、木材チップなどを敷きましたか					
			・施設(ハウス)周辺にスギ・ヒノキなど常緑針葉樹林がある場合、枝葉を除去しましたか					
			・既存施設(ハウス)は、シートの張り替え、洗浄を行いましたか					
			・ハウスのシート、施設(ハウス)の出入り口を二重にしましたか					
			・施設(ハウス)内専用の履き物を用意しましたか					
			・原木・ほだ木を施設(ハウス)内に持ち込む場合、原木・ほだ木に付着した粉塵、土などを洗浄しましたか					
			・換気は必要最小限にし、風下側で行うようにするほか、換気施設にフィルターをつけましたか					
			・ほだ木はブロックや枕木などの上に置き、直接地面につけないようにしましたか					
			・ハウス内の清掃、洗浄を行いましたか					
			・散水する水は放射性物質の直を確認した井戸水、水道水を使用しましたか					
			・ハウス外の貯水槽は洗浄後使用し、ふた等をしましたか。貯水槽に堆積したごみは回収し、汚染物として処理しましたか					
			・浸水、洗浄機、高压洗浄機、ブラシ等によりほだ木を洗浄しましたか					
		ほだ木の洗浄 量の低減	・洗浄時に発生した、沈殿物・浮遊物を濾過し回収しましたか					
⑧	ほだ木の洗浄 量の低減							

※必須事項は国のがイドラインで必須となる事項で、出荷制限解除の際は必ず行う必要があります。
※必須事項以外は重要事項となります。実施可能な範囲でできる限りの取組を行いましょう。

【チェックシート⑨、⑩】放射性物質低減のための原木きのこ(露地栽培)栽培管理取組事項

※ロットNo.欄に実施した取組事項に○をしてください。

生産者氏名()

【発生前検査・発生・休養の管理】

7ページ

行程番号	行 程	区分	取 組 事 項	ロットNo.1	No.2	No.3	No.4	No.5
⑨(必須)発生前 管理	ほだ木の 放射性物質 検査	空間線量率の測定	・指標値50Bq/kg以下のほだ木を使用していますか					
			・下層植生、落葉等腐食層、表面土壤を取り除き、砂利、木材チップなどを敷きましたか					
			・スギ、ヒノキなど常緑針葉樹林の場合、遮光も勘案しながら枝葉を除去しましたか					
			・既存人工ほだ場は、遮光ネットの張り替え、洗浄を行いましたか					
			・直接スギなど枝葉から垂れる雨水が当たらないように、ほだ木を列ごとに寒冷紗・遮光ネットで覆いましたか					
			・休養工程では、ほだ木はブロックや枕木などの上に置き、直接地面につけないようにしましたか					
			・ほだ木への土の跳ね返り防止のため、砂利、木材チップ、かや、シートなどを敷きましたか					
			・浸水、散水する水は放射性物質の値を確認した井戸水、水道水を使用しましたか					
			・山水を使用する場合は、放射性物質の値を確認し、浮遊物、沈殿物を除いて使用しましたか					
			・ハウステ外の貯水槽は洗浄後使用し、ふた等をしましたか。貯水槽に堆積したごみは回収し、汚染物として処理しましたか					
			・空間線量率の高い場所からの風を入れないように防風ネットを活用しましたか					
⑩	発生、休養 野外	放射性物質量の低減	・原木クリタケ栽培などで覆土などする場合、汚染していない赤玉土、鹿沼土など使用しましたか					

※必須事項は国のがイドラインで必須となる事項で、出荷制限解除の際は必ず行う必要があります。

※必須事項以外は重要事項となります。実施可能な範囲でできる限りの取組を行いましょう。

【チェックシート⑪～⑭】放射性物質低減のための原木きのこ(露地栽培)栽培管理取組事項

※ロットNo.欄に実施した取組事項に○をしてください。

生産者氏名()

【収穫・検査・乾燥・選別の管理】

8ページ

行程番号	行 程	区分	取 組 事 項	ロットNo.1	No.2	No.3	No.4	No.5
⑪ 収穫	放射性物質量の低減		・収穫物は、収穫後すみやかに室内に保管しましたか					
⑫(必須)きのこの管理	きのこの放射性物質検査		・食品の基準値(100Bq/kg)以下であることを確認しましたか					
⑬ 乾燥	環境整備		<ul style="list-style-type: none"> ・既存施設(ハウス)は、シートの張り替え、洗浄を行いましたか ・ハウスのシート、施設(ハウス)の出入り口を二重にしましたか ・施設(ハウス)内専用の履き物を用意しましたか 					
⑭ 選別・包装・保管	放射性物質量の低減		<ul style="list-style-type: none"> ・乾燥は室内で行い、天日乾燥はしていませんか。 ・乾燥機、エビラ、床は使用ごとに清掃しましたか 					
	環境整備		<ul style="list-style-type: none"> ・選別・包装は室内で行いましたか ・包装資材は室内で保管しましたか 					
	放射性物質量の低減		<ul style="list-style-type: none"> ・使用機材、作業台、床は使用ごとに清掃しましたか 					

※必須事項は国のガイドラインで必須となっている事項で、出荷制限解除の際は必ず行う必要があります。
※必須事項以外は重要事項となります。実施可能な範囲でできる限りの取組を行いましょう。

【チェックシート共通】放射性物質低減のための原木のこ(露地栽培)栽培管理取組事項

※ロットNo.欄に実施した取組事項に○をしてください。

生産者氏名()

【共通の管理】

行程番号	行 程	区分	取 組 事 項	ロットNo.1				No.2				No.3				No.4				No.5			
共通	ロット管理		・まだ木のロット管理を徹底しましたか																				
	体内への放射性物質の取込防止		・帽子、マスク、手袋、長靴を着用しましたか																				
	体内への放射性物質の取込防止		・手足、顔など裸出部分を石けんなどで洗浄しましたか																				
	使用機械等の放射性物質質量の低減		・使用した機械、機材、資材は使用後に洗浄し、放射性物質が付着しないように保管しましたか																				
	放射性物質汚染物の処分		・処分方法が決まった場合は、執行者の指示に従い処分する																				
	トレーサビリティ対応		・処分場が決まっていない場合、仮置き場を設置し、まとめて保管する。その際、シートなど被せましたか ・生じたけ栽培は3年間、乾いたけ栽培は5年間記録、保存する。したが い以外のきのこは発生年数を考慮して記録、保存期間を設定しましたか																				

※必須事項は国のガイドラインで必須となっている事項で、出荷制限解除の際は必ず行う必要があります。

※必須事項以外は重要事項となります。実施可能な範囲でできる限りの取組を行いましょう。

【記録シート①】栽培管理記録シート(ロット管理、原木・ほだ木・きのこの管理)
 ※放射能測定検査機関の検査結果等は記録シートと併せて保管して下さい。※検体はロットごとに3検体測定して下さい。(出荷制限解除時は複数回測定必要)

ロット番号	ロット管理(場所、種類、植菌年が同じものを1つのロットとしてください。)			自伐・立木購入の原木・購入原木の管理		
	ほだ場の場所 (人工、ハウス)	種類(林内、裸地、 植菌年	本数	調達方法 (自伐、立木 購入、原木 購入)	放射性物質濃度 機関	放射性物質濃度 (セシウム134+セシウム137) (Bq/kg)
1					① ② ③	Bq/kg Bq/kg Bq/kg
2					① ② ③	Bq/kg Bq/kg Bq/kg
3					① ② ③	Bq/kg Bq/kg Bq/kg
4					① ② ③	Bq/kg Bq/kg Bq/kg
5					① ② ③	Bq/kg Bq/kg Bq/kg

【記録シート①】栽培管理記録シート(ロット管理) 原木・ほだ木・きのこの管理 (生産者氏名)
 ※放射能測定検査機関の検査結果等は記録シートと併せて保管して下さい。※検体はロットごとに3検体測定して下さい。(出荷制限解除時は複数回測定必要)

ロット番号	購入ほだ木管理			発生前ほだ木の管理			きのこの管理		
	产地・業者名	放射性物質濃度測定年月日	放射性物質濃度(Bq/kg)	放射性物質濃度測定年月日	放射性物質濃度(セシウム134+セシウム137)(Bq/kg)	放射性物質濃度測定機関	放射性物質濃度測定(Bq/kg)	放射性物質濃度測定機関	放射性物質濃度(Bq/kg)
1			① Bq/kg ② Bq/kg ③ Bq/kg				① Bq/kg ② Bq/kg ③ Bq/kg		
2			① Bq/kg ② Bq/kg ③ Bq/kg				① Bq/kg ② Bq/kg ③ Bq/kg		
3			① Bq/kg ② Bq/kg ③ Bq/kg				① Bq/kg ② Bq/kg ③ Bq/kg		
4			① Bq/kg ② Bq/kg ③ Bq/kg				① Bq/kg ② Bq/kg ③ Bq/kg		
5			① Bq/kg ② Bq/kg ③ Bq/kg				① Bq/kg ② Bq/kg ③ Bq/kg		

【記録シート②】出荷・販売記録シート（生産者氏名)

No.	ほだ場 ロット番号 ※シート① から選択	出荷・販売月日	出荷・販売相手	出荷箱数	正味総重量(kg)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

【記録シート③】栽培管理経費記録記録シート(生産者氏名)

)

※裏面に領収証等を貼付してください。

※行程番号はチェックシートの行程番号を記載して下さい。

関係書類添付欄

(栽培管理に関する領収書、契約書写し等)